

区民憲章の項目整理・個別論点についての意見一覧（第2回会議）

1 前 文
<p>《L委員》文京区の区政運営の基本理念なのか、文京区の区政の基本理念なのか厳密に考えるべきである。</p>
<p>《L委員》文京区の目指す価値や理念が明確になっていない。「文の京」基本構想の中に書かれた理念をそのまま持ってくればいいのか。</p>
<p>《副会長》「自治体の基本理念」だから、行政や議会の区政運営というだけではなくて、住民であるとかNPOであるとか、そういった人々や団体も含めた意味での文京区のあり方であり、行政に対する指針である基本構想とはおのずと違ったものがあり得る。</p>
<p>《H委員》他区と合併してもエリアが変わるだけで、コンセプトというか基本的なことは変わらないことが必要。</p>
<p>《副会長》現在の制度を前提にした他の特別区、近隣する特別区との連携関係や、あるいは東京都との関係等についても何かしら区民憲章の項目として盛りこむこともあり得るのではないか。</p>
2 総 則
3 基本原則
<p>《G委員》ガバナンスというのはいわゆるカタカナ語だが、日本語で表記をする方が望ましいのではないか。</p>
<p>《H委員》ガバナンスと言う言葉は、ほとんどの住民の方が理解できないと思う。協働協治というような言い方でよいのではないか。</p>
<p>《副会長》二セコ町の基本条例の1つの鍵となる言葉は「情報共有」だが、包括的な協働型の自治を表現するにはやや狭いと感じる。</p>
<p>《F委員》ガバナンスという言葉を使うのであれば、きちっと補正してこういうものだということを提示してから使うべきである。</p>
<p>《L委員》別の言葉を使うとして、区民憲章の基本概念として、このガバナンスという考え方を置くということには賛成である。</p>
4 区民の権利・役割・責務
5 コミュニティの権利・役割・責務
6 事業者の権利・役割・責務
7 非営利団体の権利・役割・責務

8	議会の役割・責務
9	執行機関の役割・責務
[項目1] 区民憲章と他の条例との関係	
	《副会長》形式面での最高規範性というのを持たせるというのは法律的な面では難しい
	《H委員》法律的には憲法との関連はどういうふうになるのか。
	《L委員》住民基本法の中で、この住民基本条例に最高位性を持たせるべきではないかという議論があるが、その住民基本法の制定の可能性はあるのか。
	《副会長》自治基本条例というのは憲法の地方自治の保障の部分具体化した条例であり、他の条例よりは優位であるというようなことを言う場合もある。自治体や研究者の中で自治基本法というのをつくるべきだという主張は強まってきているが短期間のうちに実現するというような状況にはないと思われる。
	《H委員》地方自治体にいろいろな権限を委譲しようという大きな流れがあるが実際に何かをやるうとすると区議会の承認などをとらなければいけないが、それを取り払う役割をこの憲章が持つのか。
	《副会長》区政あるいは区のあり方全般に対する拘束のあり方というのはまさに何を盛り込むかによる。
	《K委員》この憲章というものを今後どのぐらいのスパンに対応するものとして考えていくのか。憲章自体は宣言的なものとして、別途、実質的なものは個別条例に委ねるのか、または、実施の部分などの具体的なことまで規定して自己完結させるのか。
	《M委員》区民憲章は、少なくとも今の地方自治法の体系が続く限りは続けられるようなものになりたい。住民投票、あるいはパブリックコメントなどについては、個別の条例で定めていくという考え方があるのではないかと。区民憲章の規定の中に、屋上屋を重ねるような規定をつくるよりは何か普遍性のあるものをつくった方がいいのではないかと。
	《副会長》区民憲章には、細かなことまでは恐らく規定せず、もう少し一般的な段階での考え方を規定することになる。しかし、余りに抽象的な内容あるいは理念だけだと、何のために規定するのだということになってしまうため、その中間のラインをどう出して、しかも使える条例にするのかというのが課題である。
	《I委員》自治基本条例はやはり住民参画のルールを決める条例だと思う。住民参画が進む中で見直していくとか、育てる、成長する条例ということも考えられる。今の段階で必要だと思うものは、入れていいのではないかと。
	《副会長》フィードバックの具体的な手法としては、見直し条項を置くというものもあるが、実質的にということでは、例えば自治基本条例の内容としての政策評価というような観点を入れると自動的に自治基本条例も含めて政策評価の対象となり、自ずと改善が図られるという観点もある。
[項目2] 住民の概念	

<p>《H委員》住民よりも市民という言葉を使ったらどうか。住民は文京区に住んでいる人たちだが、通っている人なども含め、幅広くとらえる。住民よりも市民という形で、個人が自分の責任を持って何かをやる、そういう意識を持った人を対象にしているんだというふうにした方がいいのではないか。</p>
<p>《副会長》自治基本条例が対象にする人々や団体のことをどう呼ぶかという言葉の問題と、どうい う人々や団体を念頭に置き、かかわってもらおうかという主体的な範囲の問題ということになる。</p>
<p>《L委員》区民憲章ということからして、これは区民の概念でいいのではないか。住民票を持った住民、あるいは昼間だけ文京区に来る勤務の人や学生、何かの団体の所属、所在地がこちらにあるというあらゆる対象になるのではないのか。その人たちの権利義務というのはそれぞれまた変わってくる。</p>
<p>《G委員》例えば住民投票というようなことを考えた場合、ここで定義した区民なり市民がすべて住民投票を実施する場合の対象になるのか。</p>
<p>《副会長》定義なり用語のところ、住民の概念について広く包摂したとしても、具体的な内容によっては、そのすべてが必ずしも個別のもの全部に参加する権利が自動的に生じるものではなく、切り分けは当然必要である。</p>
<p>《F委員》住民の概念ということについていえば、当然学ぶ者も含めていただきたい。杉並区の条例では区民の義務が納税等の負担を分任するというふうに明記されているが、子供たちの義務はどうなるのか。</p>
<p>《副会長》将来の自治体をつくるのは子供たちであるのは間違いのないわけなので、子供たちの参加の機会というようなことを考えていくべきではないかというのは大いに考えられるべきことである。</p>
<p>《F委員》NPOなどの団体に、学校の生徒が参加する機会も大分増えてきており、子供たちの参加の機会というようなことの検討をお願いしたい。</p>
<p>《H委員》住民でも区民でも市民でもいいと思うが、自主的に、積極的に任意で動いているかということのポイントとして押さえていった方がよい。</p>
<p>《I委員》関心がない区民や事情が許されずにかかわれない人もいるので、そういう多くの人を巻き込んでいく形の仕組みが欲しい。本人の意思とは別に、区民なり住民なりのくくりが必要ではないか。個別論点に従って、住民の範囲とか区民の範囲とかが変わってもいいのではないか。住んではないが、いろいろな会に所属し活躍している区外の方が、検討委員会にも、ワーキンググループや外部団体としてかかわってもらってもいいのではないか。意見を聞くという意味では、未来を担う子供たちの意見を出して行って、自分たちで考える、社会的に自立した人格として扱っていく必要があるのではないか。</p>

<p>《K委員》例えばステークホルダー（利害関係者）としてどこまでがこの憲章にかかわるのかをまず決めて、その構成要素として住民や事業所などもあるというアプローチもある。主体的に自治にかかわっていく人、例えば区外にいてもNPOでこの地域の自治を担っている人は当然対象になる。区外から通ってきている子供たちも自治の範囲の中で生活している人というのはステークホルダーの一部になる。目的は何かによって、対象、範囲が決まってくる。</p>
<p>《K委員》ガバナンスというのは多様な主体による統治だということであれば、多様な主体としていろいろなものが考えられる。</p>
<p>《H委員》いろいろな主体が活動しやすいようにする大きな基本的な憲章をつくるんだと理解している。例えばNPOが何かやろうとすると、条例があるからだめということがある。条例より上の憲章があれば柔軟な判断ができ、自治というのはスムーズにできるのではないかと。</p>
<p>《H委員》調整をだれがするのかというと、結局はそこにいる方々がするのだから、そこは文京区の人々、団体で任せてもらうということがポイントである。</p>
<p>[項目3] 情報公開</p>
<p>《副会長》住民に対して情報をオープンにしなければならない主体というのは、政府、行政、議会を含むが、新しい協働ということを考えるのであれば、参画する主体においても情報公開ということが考えられるのではないかと。</p>
<p>《J委員》情報公開というよりも情報共有が当然。説明責任という言葉以前に、気軽に、簡単に、だれでも、どこでも、わかりやすいようにするのは当然である。</p>
<p>《副会長》情報公開、行政なり議会の情報公開だけではなくて、NPOや個人の情報との共有化、あるいはもう少し何か個人情報には配慮した言葉が使えればと思う。</p>
<p>《I委員》公開制度はもう既にあるが、その手順のハードルが高くて、なかなか欲しい情報が手に入らないこともあると思うので改善が必要である。</p>
<p>《M委員》情報公開制度というのは、最終的には裁判で争える制度であり、証拠なり書面というものが手続的に必要なものである。逆に開示されない情報があっても、これが裁判で争えるというところがこの制度のよさでもある。一定の手続が必要ではないかと。</p>
<p>《副会長》NPOやボランティア等に取り組んでいる個人の活動の情報をキャッチして、うまく組み合わせるといようなことは、これからの仕組みとしてあり得るし、基本条例の中にそういった観点が盛り込まれるのかもしれない。</p>
<p>《I委員》情報公開そのものにおいて、精神的な規定になるのかもしれないが、積極的に情報公開が進むようにという意味で、区民憲章の条文の中に定められていいのではと考える。</p>
<p>《J委員》区民の立場で、区民にとって利益になりそうなことは積極的な公開、共有を検討すべきである。</p>
<p>[項目4] 政策決定過程への住民参加</p>
<p>《K委員》直接請求や住民投票といった対決のような構図でなくて前向きにかかわっていく姿勢が何か出せばいい。</p>

《N委員》政策決定過程と政策決定そのものとは違い、あくまでも政策決定へ行く過程に参加していくという解釈で統一しておかないと、今の基礎的自治体の間接民主主義との関係が、齟齬を来す。決定権があるということは、決定責任が必ず伴うものであり、住民参画で政策決定をすると決定責任がどうつけ加えられるのか。
《L委員》政策形成過程への参加というものを、議会と区民という関係の中で考え、政策の実施、あるいは実現への参加を行政との関係の中で考えることはできないか。
《L委員》直接請求や住民投票についての条例を設けることは必要だろうが、もっと日常的な政策形成過程における参加のシステム、機会をもっとつくっておくべきではないのか。
《M委員》具体的にこういうことを規定してほしいという委員の方からのアイデアの中から、区民憲章の規定に入れられそうだと考えられるものを検討しても良いのではないか。
《L委員》予算を伴うぐらいの政策の段階で、区民が参加するというようなところを定められないか。
《I委員》市民案の提案というのを、議会や行政がもっと受け入れられるようなシステムが欲しい。市民の提案権が欲しい。
[項目5] 協働型社会における苦情対応の仕組み
[項目6] 権利保障のあり方